

## 中央アジアの法律専門家

松嶋希会\*

### Question 1

中央アジアでのビジネスを検討しています。現地の法律について相談できる弁護士について教えてください。

#### I 中央アジア

中央アジアは、ロシア、中国、アフガニスタン、イランに囲まれ、古くは「シルクロード」、現代では「一帯一路」（のシルクロード経済ベルト）を構成する地域である。ここには、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国、ウズベキスタン共和国、トルクメニスタンの5カ国が位置する。これらの5カ国は、20世紀初めにソヴィエト連邦に編入され、1991年のソヴィエト連邦の崩壊を機に各国が独立を果たし、それぞれ異なる政策の下、発展を続けている。民族・文化に共通点は多いが、資源の有無、人口、政治状況などの相違から経済に差が生じており、外国からの投資も一様ではない。しかし、近年、5カ国による中央アジア経済圏の構築の試み、ロシアを含むユーラシア経済連合の拡大、中国による一帯一路構想の提唱により、中央アジア地域に注目が集まっている。

#### II 民事法律サービス

中央アジア5カ国のどの国でも弁護士という法

律専門家が活動している（日本の司法書士や行政書士という別個の法律専門家は存在しない。公証人の役割は大きいが本稿では割愛する）。一方で、弁護士以外の者も民事法律事務を扱っている国がある（原則として、刑事事件の業務には弁護士資格が必要である）。この点に関連し、各国の状況を概観する前に、ロシアの民事法律サービスに係る議論に触れたい。以下、本稿では、民事事件の法律事務に限定して説明をする。

ロシアでは、近時まで、弁護士が存在する一方で、訴訟代理を含めて法律サービスは誰でも提供することが認められていた。しかし、法律サービス提供者が法学教育を受けているとは限らなかったため、サービスの質、特に高度な法的知識・実務経験が要請される訴訟活動の質が問題となっていた。ロシアの弁護士会は、訴訟代理だけではなく法律サービス全般に弁護士資格を要請すべきだと主張してきたが、これに対しビジネス界・社会は、自身の法律アドバイザーや代理人を選択する自由を奪うものであると強く反発していた。議論の結果、2019年10月1日から、原則として、訴訟代理人には、弁護士資格は不要であるものの高等法学教育を受けていることが要件とされた<sup>1)</sup>。なお、法人の訴訟代理人にはその従業員も認められているが、この点は議論の対象とはならなかった。

\* まつしま きえ  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
弁護士

### Ⅲ 中央アジア諸国の法律事務規制

#### 1 カザフスタン

カザフスタンも、従来、訴訟代理を含めて法律サービスは誰でも提供できた。それゆえロシア同様の議論が起こり、結果、弁護士以外の民事訴訟代理人の要件として、2015年1月、高等法学教育を有することが加えられ、当該要件は、2019年7月、法律コンサルタント協会の会員であることに改められた<sup>2)</sup> (ただし、法人の従業員は、弁護士でなくともかかる協会の会員でなくとも、雇用主である法人の訴訟代理人を務めることができる)。

法律コンサルタント (Legal Consultant) とは、2019年7月に施行した法律事務法<sup>3)</sup> で導入された法律専門家である。これにより、カザフスタンでは、弁護士 (Advocate) と法律コンサルタントという法律専門家が併存することになった。法律コンサルタントは、高等法学教育を受け、2年以上法律業務に従事し、法律コンサルタント協会が実施する試験に合格して認証を受け、法律コンサルタント協会に所属する者である (法律事務法75条1項)。2019年7月中旬に現地法律事務所でも聞いたところでは、20ほどの法律コンサルタント協会が設立されており、地元の大手・中堅法律事務所や外資法律事務所の法律家は法律コンサルタント協会 [Kazakhstan Bar Association] (略称はKazBar) に所属しているとのことであった (会員385名<sup>4)</sup>)。KazBarは、元々は、2012年、ビジネス法律家が、弁護士ではない法律家の質を向上するために立ち上げた団体である。弁護士は、全国で4721名おり (2017年度)<sup>5)</sup>、うち874名が、経済の中心地であるアルマティ市の弁護士会に所属する (2019年8月現在)<sup>6)</sup>。

法律事務法は、弁護士と法律コンサルタントの活動を規制しているが、法律事務全般や他の者について規制していない。法令上不明瞭な点もあるが、弁護士でも法律コンサルタントでもない者が、法律サービス (民事訴訟代理を除く) を提供することは禁止されていないといわれている。

#### 2 ウズベキスタン

ウズベキスタンでは、訴訟代理を除き、法律事務全般について規制はない。2018年4月に施行された各訴訟法によれば、訴訟代理人を務める専門家は弁護士に限られる (法人の代理人にはその法人の従業員も認められる)。主に個人が関与する民事訴訟での代理人は、従前より弁護士に限られていたが、2018年4月まで、経済紛争に関する商事訴訟での代理人には特に要件は定められていなかった。弁護士登録数は、2019年8月現在で約3700名であり、うち1721名が首都であるタシュケント市の弁護士会に所属する<sup>8)</sup>。

#### 3 キルギス・タジキスタン

キルギスおよびタジキスタンでは、法律事務全般や弁護士以外の者の活動を規制する明確な法令はなく、誰でも法律サービスを提供できる状況である。訴訟代理人についても資格や学歴の要件は定められてはいない<sup>9)</sup>。キルギスの法律家によれば、法学教育を受けていない訴訟代理人もいるが、ロシアやカザフスタンほどリーガルマーケットの競争が激しくないため、リーガルマーケットを規制する議論はないとのことであった。弁護士数は、キルギスでは2153名 (2017年11月現在)<sup>10)</sup>、タジキスタンでは779名 (2019年2月現在)<sup>11)</sup> である。

1) 2002年民事訴訟法典49条2項、2002年商事訴訟法典59条3項、2015年行政事件手続法典55条1項。

2) 2015年民事訴訟法典旧58条1項。

3) 2018年7月5日付法律第176-VI 3PK号「弁護士業務および法律支援について」。

4) Kazakhstan Bar Associationサイト：<http://kazbar.org.kz/chleny-palaty-kazbar/> [25.09.2019]

5) 共和国弁護士会サイト：<http://advokatura.kz/category/advocacy-in-figures/> [25.09.2019]

6) アルマティ市弁護士会サイト：<http://www.agka.kz/ru/central/> [25.09.2019]

7) 2018年民事訴訟法典67条3項、2018年経済訴訟法典61条5項、2018年行政事件手続法典60条3項。

8) ウズベキスタン共和国弁護士会サイト：<https://paruz.uz/index.php/ru/advocat/reestr-advokatov> [25.09.2019]

9) キルギスについては、2017年民事訴訟法典59条、2017年行政訴訟法典29条、タジキスタンについては、2008年民事訴訟法典51条、2008年経済訴訟法典58条、2013年行政罰事件手続法典29条。

#### 4 トルクメニスタン

トルクメニスタンでは、弁護士のみが法律事務を実施できるといえる。法律事務にはライセンスが要請され<sup>12)</sup>、弁護士法上、ライセンスを取得し弁護士会に登録した者が弁護士になる<sup>13)</sup>。ただし、2015年以降、ライセンスがなくとも、弁護士の下で半年から1年のインターンに従事し司法省の試験に合格した者も弁護士会に登録し弁護士となることができる。かかる者は、弁護士会の法律コンサルティングで働く限りは弁護士の地位を維持し、ライセンスがなくとも法律コンサルティングが許されている（弁護士法9条2項）。

2013年9月発表報告書では、弁護士数は200名から300名であり、人口と比較すると極端に少ないと指摘されている<sup>14)</sup>（人口は2013年時で約500万人、2019年で約590万人である）。中央アジアの地域法律事務所の話では、トルクメニスタンでライセンスを取得することは非常に難しいとされる。

### IV 中央アジアの法律事務所

#### 1 法律事務所の選択

中央アジア諸国には、その国のみをターゲットとする地元法律事務所のほか、中央アジア各国に拠点を置く地域法律事務所がある。ただし、かかる地域法律事務所も、トルクメニスタンでは自身の事務所を開設しておらず、現地の法律事務所や個人弁護士と提携している。グローバルネットワークを持つ外資事務所も進出しているが、主にカザフスタンやウズベキスタンにのみ事務所を置くところが多い。大手事務所の法律家数は、カザフスタンでは70名ほど、ウズベキスタンで20名から30名、キルギスでは10名前後である。タジキスタンとトルクメニスタンでは二桁には届かない。

トルクメニスタンを除き、法律サービスを提供

できる者の範囲が広いため法律事務所の数は多く、弁護士による事務所を探し起用すべきなのかは判断が難しい。グローバル企業のビジネス・法令遵守レベルを理解していない現地弁護士・法律家もいるため、英語で対応でき、ある程度の規模・報酬レベルを維持し外国企業を顧客に持つことも選択基準となる。地元・地域事務所か外資事務所か、という点では、所属法律家に大きな差を感じないが、中央アジアへの投資案件はヨーロッパなど中央アジア外の事業体を通して構成されることがまだ多いので、グローバルネットワークを有する点が外資事務所の強みといえる。一方、中央アジアは隣接国にビジネスを拡大することも多いため、かかるビジネスモデルであれば、地域法律事務所の起用も考えられる。

#### 2 英語表記の留意点

弁護士起用を希望する場合、法律家について使用される英語名称に留意すべきである。ロシアでも中央アジアでも、名刺や事務所サイトに「Qualified lawyer」や「Lawyer qualified in [the country]」という表記が散見されるが、必ずしも弁護士とは限らない。その国で法学教育を受けていることを意味している場合がある。弁護士は「資格」ではなく「地位」であると訂正されたことがあるが、法学教育を受けた者が法律につき「qualification」を有し、その中で特別な手続を経たものが弁護士の地位を有すると考えるようである。カザフスタンの各地の弁護士会を統括する共和国弁護士会はメディアでは「Republican Bar Association」と言及されているが、法律コンサルタント協会の一つが「Kazakhstan Bar Association」と称しており、「Bar」が必ずしも弁護士を意味するわけではない点も注意が必要である。

10) キルギス弁護士会サイト：[http://advokatura.kg/sites/default/files/documents/otchet\\_2015-2017\\_gg.pdf](http://advokatura.kg/sites/default/files/documents/otchet_2015-2017_gg.pdf) [25.09.2019]

11) タジキスタン司法省サイト：<https://www.adliya.tj/ru/advocacy> [25.09.2019]

12) 2008年6月25日付法律第202-II号「特定の業務に対するライセンスについて」20条1項40号。

13) 2010年5月10日付法律第105-IV号「トルクメニスタンにおける弁護士および弁護士活動について」9条1項1号。

14) “Independence of the Legal Profession in Central Asia”, International Commission of Jurists(2013), P.32.